

山梨県公報

第一千二百二十七号

平成二十三年

四月十八日

月 曜 日

九・三了
二七・二
五九一・〇

目次

道路の区域変更	二七九
基本測量の実施	二七九
基本測量の終了(六件)	二七九
公共測量の終了	二八〇

告示

山梨県告示第二百六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成 年 月 日まで一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月十八日

山梨県知事 横 内 正 明

- 道路の種類 県道
- 路線名 南アルプス公園線
- 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
南巨摩郡早川町湯島字沼早川右岸河川敷地先から 南巨摩郡早川町湯島字熊小路一―二番地の 一―地先まで	旧	五・七	五七五・〇
	新	五・七 二五・〇	五七五・〇

公告

● 基本測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第一項の規定により、平成二十三年三月三十一日付けで国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成二十三年四月十八日

山梨県知事 横 内 正 明

一 作業種類 基本測量(機動観測)

二 作業期間 平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

三 作業地域 富士吉田市及び南都留郡鳴沢村

● 基本測量の終了について

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第二項の規定により、平成二十三年三月二十三日付けで国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成二十三年四月十八日

山梨県知事 横 内 正 明

- 作業種類 基本測量(精密測地網高精度三次元測量)
- 作業期間 平成二十二年五月十日から平成二十三年二月十八日まで
- 作業地域 甲府市、山梨市、大月市、韮崎市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市及び甲州市

● 基本測量の終了について

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第二項の規定により、平成二十三年三月三十日付けで国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成二十三年四月十八日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 作業種類 基本測量（強化地域高精度三次元測量）
- 二 作業期間 平成二十二年八月一日から平成二十三年二月二十八日まで
- 三 作業地域 富士吉田市、南巨摩郡南部町、南都留郡忍野村、南都留郡山中湖村、南都留郡鳴沢村及び南都留郡富士河口湖町

● 基本測量の終了について

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、平成二十三年十月六日付けで国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成二十三年四月十八日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 作業種類 基本測量（基盤地図情報整備業務）
- 二 作業地域 中巨摩郡昭和町
- 三 作業期間 平成二十二年十一月十二日から平成二十三年三月二十五日まで

● 基本測量の終了について

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、平成二十三年三月三十一日付けで国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成二十三年四月十八日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 作業種類 基本測量（基盤地図情報整備業務）
- 二 作業地域 南巨摩郡富士川町、南都留郡西桂町及び南都留郡山中湖村
- 三 作業期間 平成二十三年一月二十八日から平成二十三年三月二十五日まで

● 基本測量の終了について

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、平成二十三年三月三十一日付けで国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成二十三年四月十八日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 作業種類 基本測量「電子国土基本図（地図情報）」修正測量
- 二 作業期間 平成二十二年五月十日から平成二十三年三月三十一日

- 三 作業地域 県内全域

● 基本測量の終了について

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、平成二十三年三月二十八日付けで国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成二十三年四月十八日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 作業種類 基本測量（地理識別子整備業務）
- 二 作業地域 富士吉田市
- 三 作業期間 平成二十二年十月十五日から平成二十三年三月二十六日

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、平成二十三年三月三十日付けで国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成二十三年四月十八日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 作業種類 公共測量（富士川上流部地形図作成）
- 二 作業期間 平成二十二年九月三日から平成二十三年三月二十四日まで
- 三 作業地域 南巨摩郡富士川町、南アルプス市、韮崎市、甲斐市、甲府市、中巨摩郡昭和町、中央市、笛吹市、山梨市及び西八代郡市川三郷町